

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第2項の規定に基づき、令和5年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称等の概要を別紙のとおり公表します。

令和5年9月27日
防衛大臣 木原 稔

令和5年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は
名称等の概要について

1 本公表の対象

令和5年度予算における特定防衛調達の対象である早期警戒機（E-2D）の一括調達に関し、令和5年8月9日に締結された取得にかかる契約1件

2 本特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称及び契約金額その他の概要
付紙のとおり

3 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した
額
付紙のとおり

4 本特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等及び数量

早期警戒機（E-2D）の一括調達（計5機）

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間

令和5年度から令和10年度までの6箇年度

(3) 対象となる装備品等の納入予定

令和10年度に5機

付紙

物品等の名称	数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約締結日	契約相手方の商号 又は名称及び住所	契約金額 (千円)	長期契約によら なかった場合の 契約金額 (推計・千円)	長期契約による 縮減額 (千円)
早期警戒機 (E-2D)	5機	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 久澤 洋 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和5年8月9日	米海軍省	188,086,655 (注1)	227,829,982	▲39,743,327 (注2)

(注1) 本契約は、補用品の一部が未契約であるため、今年度中に当該補用品を含めた変更契約を行い、再度公表をする
予定。

(注2) 縮減額には、未契約の補用品相当額が含まれている。